平成２４年（フ）第４４４号
北海道旭川市神居４条12丁目２番22号
債務者　藤原　千鶴
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５０号
北海道富良野市錦町２番12号　Ｊｕｓｔｉｎ102号室奥原方、住民票上の住所北海道旭川市末広４条４丁目９番７号
債務者　菊池　友治
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５号
熊本県八代市三楽町１番26号　101
債務者　浜辺　秀二
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後１時５分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２４４７号
神奈川県高座郡寒川町倉見2041番地２　カトライア102号
債務者　小野美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７００号
静岡市駿河区曲金７丁目９番26号　桜荘202号
債務者　西島　博史
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２７号
栃木県宇都宮市下栗町2948番地６　ヒラノハウス弐番館102、前住所栃木県宇都宮市駅前通り３丁目９番14号　石川マンション201
債務者　濵﨑　明美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９５号
栃木県下野市祇園２丁目22番地８　ラフォーレオガワＢ棟102号
債務者　舘野美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１１１号
東京都昭島市緑町４丁目17番12号堀口マンション205号
債務者　水島　弘光
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３５号
釧路市昭和町４丁目７番19号
債務者　伊藤　正宏
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２５５号
釧路市豊川町18番３号
債務者　石井　加奈（旧姓赤堀）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５２６号
栃木県下野市石橋790番地76
債務者　岩上　惠子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４３号
栃木県下野市石橋790番地76
債務者　岩上　勝美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４４号
栃木県下野市石橋790番地76
債務者　岩上　寿子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９３号
栃木県宇都宮市下栗町849番地７　コーポきりはらＢ201
債務者　塚原千壽子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１７号
栃木県栃木市西方町本城491番地２
債務者　石川　キミ
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係